



鹿児島県 児童クラブ連絡協議会

連絡先

〒899-4301 鹿児島県霧島市国分重久2105-1

TEL/FAX 0995-45-7800

http://m-jidouclub.com/krijidouren-index.htm



携帯サイトです。ブック
マークに登録を！

ニュース

No. 38

2014年3月31日

学童保育－省令案（未定稿）に対する 「パブリックコメント」に 私たちの意見・要望を届けましょう！

2012年8月の児童福祉法改定によって、学童保育（放課後児童クラブ）の基準を、国は省令（厚生労働省令）で定めること（2014年3月末までに公布）、また、市町村は国が定めた基準をふまえて市町村の条例の基準を定めることになりました（2015年3月末まで制定）。

国が定める基準について、「省令案」が示される予定になっていますが、3月末現在、広く国民からの意見（パブリックコメント）募集公表する時期が遅れていることもあり、**3月10日に【未定稿】の段階で、市町村に省令案（次ページに掲載）を示しました。**

私たちの取り組みとしては、国に対して「パブリックコメント」に取り組むことも必要ですが、同時に、市町村は【未定稿】であっても示された省令案をもとに、市町村での基準づくりに動いていきます。市町村に対して、「**国基準以上の良い基準をつくってほしい**」と働きかける取り組みに力を注ぐ必要があります。

すでに、いくつかの市町村では、「地方版子ども・子育て会議」で学童保育の基準の検討が始められており、「有資格者は複数とする」という国基準以上の提案をしている自治体もあれば、「定員は50人までとする」という「おおむね40人まで」を超えた規模を検討している自治体もあります。「国の基準に準ずる」とする自治体も多いようです。

県連協としては、「パブリックコメント」にあたって全国学童保育連絡協議会の案をもとに、省令案が公表された場合の「パブリックコメント」の参考にしていただく「意見書案」を作成しました。

さらに、市町村での基準づくりについて、提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」とともに、「子ども・子育て会議」に反映できるように要望していただきますようお願いいたします。「学童保育の実態と課題に関する資料」を同封しました。

放課後児童クラブの基準に関する省令案に対する意見

鹿児島県児童クラブ
連絡協議会作成
(2014年3月)

【学童保育（放課後児童クラブ）の目的・役割の明記について】

- 1 省令に事業の目的・役割を明記してください。
- 2 学童保育の実施主体として、市町村の責務を明記してください。
- 3 「最低基準の目的」に具体的な基準を明記してください。
 - ① 市町村が、入所案内・入所説明、申込み方法、申込み手続きなどを一律に定め、申込状況の把握を確実に実行し、必要とする家庭が利用できるようにしてください。
 - ② 優先利用を制度化することによって、入所できる要件を狭めていくことは避けるべきです。入所要件を満たすすべての家庭が入所できるよう、学童保育の増設等の手立てを講じることは市町村の責務であることを明確にしてください。
 - ③ 法律上は、6年生まで対象としたことの意味をふまえて、「希望があれば6年生までを受け入れる必要がある」ことを原則として明記してください。

【指導員の資格について（従うべき基準）】

- 1 保育士の資格を基本としてください。
- 2 指導員の資格について、就学後の子どもの保育にふさわしい養成課程が整備される必要があります。
- 3 専任で勤務する複数の指導員に資格を求めることが必要です。
- 4 「放課後子ども教室」などの「類似する事業」と学童保育は、事業の目的、内容、実施回数・時間、求められる従事者の仕事の性格など、異なるものであり、「類似する事

業に従事した者」を資格要件に加えることはふさわしくありません。

【指導員の配置基準について（従うべき基準）】

- 1 指導員の配置基準は、児童数20人までは専任2人以上30人までは専任3人以上としてください。
- 2 指導員の配置基準は、1施設に有資格者は専任2人以上としてください。
- 3 小規模であっても専任2人以上の配置としてください。専任の指導員は常時必要なのだから他の施設の職員との兼務は実際的には不可能です。

【児童の集団の規模について（参酌基準）】

- 1 児童の集団の規模の上限は40人までとしてください。
- 2 児童の集団の規模について、「おおむね」は削除し、「40人までとする」としてください。
- 3 児童の集団の規模の上限を基準として定めるのであるから、上限を超えた場合には翌年までには基準を満たす措置を講じなければならない（分割する）ことを明記してください。

【施設・設備の基準について（参酌基準）】

- 1 施設の広さには、台所やトイレ等を含み、生活する部屋（室）は子ども一人あたり1.98㎡としてください。
- 2 施設は、専用の生活する部屋（室）を確保することを明記し、区画ではなく「専用の部屋（室）」ということを示明記してください。

それぞれの連絡協議会・学童保育・保護者会・指導員会等で、しっかりと議論をしていただき、一人でも多くの方々が意見を届けられるよう取り組みをお願いいたします。



未定稿ですが、3月10日付で「内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室」による都道府県・指定都市・中核市宛に学童保育の基準に関する「省令案」が示され、以下のような内容の「事務文書」が出されています。「各基準（仮称・案）」についてはあくまで現時点での未定稿の仮案であり、今後の法制審査等の結果、規定ぶり・規定位置などに変更があり得ること、職員配置基準については国の子ども・子育て会議における公定価格の議論の結果を踏まえた変更があり得ること、及び各条が従うべき基準であるか又は参酌基準であるかの整理についても今後の調整により変更があり得ることに十分御留意の上、条例策定作業の参考として御活用ください。」
省令案です。一人ひとりの保護者・指導員から意見・要望を届けましょう！

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（仮称）

（趣旨）
第一条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第二十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に準じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第六条の三第三項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準第十條（第四項を除く。）の規定による基準

二 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明らかに、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものである

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準の目的）
第二条 法第三十四条の八第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身とも

に健やかに育成されることを保障するものである。

（最低基準の向上）
第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と放課後児童健全育成事業）
第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者において、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（放課後児童健全育成事業者の一般原則）
第五条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

備は、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分なる慮を払って設けられなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）
第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をできるように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）
第七条 放課後児童健全育成事業に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）
第八条 放課後児童健全育成事業の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）
第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）
第十条 放課後児童健全育成事業所は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者
二 社会福祉士の資格を有する者
三 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（以下この項において「高等学校卒業業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する

学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（児童を平等に取り扱う原則）
第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によつて、差別的取扱いはしてはならない。

（虐待等の禁止）
第十二条 放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有

2014(平成26)年度の国の補助単価です。

老朽化した既存施設の改築や耐震化補強等に対応する大規模修繕、児童受け入れ枠拡大につながる拡張整備を補助の対象に!

2014年度の放課後児童健全育成事業の補助単価・案(補助率1/3)

	入所児童数	2014年度 (250日開設=基準日数)	前年比	290日の場合 (この日数が最多)
児童数区分	10人~19人	1217,000円	24,000円増	1,777,000円
	20人~35人	2,137,000円	43,000円増	2,669,000円
	36人~45人	3,427,000円	67,000円増	3,987,000円
	46人~55人	3,257,000円	64,000円増	3,817,000円
	56人~70人	3,087,000円	61,000円増	3,647,000円
	71人以上	2,917,000円	58,000円増	3,477,000円
開設日数加算	開設日数加算	1日14,000円	同額	40日×14,000円=560,000円
特例分	開設日数 200~249日	年間平均児童数20人以上 年額 2,101,000円(前年比 42,000円増) 長時間開設加算 年額 278,000円(前年比 5,000円増)		
長時間 開設加算	平日分	1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合 1時間単価273,000円(4,000円増)×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間数」の年間平均時間数		
	長期休暇分	1日8時間を超えて開設する場合 1時間単価125,000円(2,000円増)×「1日8時間を超える時間数」の年間平均時間数		
市町村分	放課後児童クラブ 支援事業	(1)ボランティア派遣事業(4事業) 1事業当たり 年額 4491,000円(8,000円増)×事業数		
		(2)障害児受入推進事業 1クラブ当たり 年額 1,639,000円(31,000円増)×か所数		
都道府県等分	放課後児童指導員 等資質向上事業費	都道府県・指定都市・中核市 1か所当たり 870,000円(10,000円減)		

(全国厚生労働部局長会議資料をもとに全国学童保育連絡協議会が作成)

* 補助率は3分の1で、助単価を国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。ただし、政令都市・中核市は3分の2で都道府県の負担分はない。

◆小規模学童にかかる特別交付税

特別交付税	算定金額 5万5000円×児童数	市町村が単独事業として実施している年間開設日数や年間平均児童数が国庫補助要件を満たさない小規模放課後児童クラブ(小規模学童保育)は、「特別交付税に関する省令」附則第5号第6項の規定により、特別交付税の算定対象となっています。この交付税は、市町村からの申請するものではなく、総務省が調査を行い、対象とする学童保育があれば交付されます。学童保育担当課が調べて記入して報告することになります。
-------	------------------	---

国の学童保育施設整備費(2014年度)

前年度比 1億1400万増

◆放課後児童クラブの整備

内 訳	①施設整備費の補助	補助単価 2,355.6万円	放課後児童クラブを新たに設置するための創設整備や、耐震化等に対応するための改築、大規模改修および受入枠拡大に繋がる拡張に必要な費用を支援。国と都道府県と市町村の負担割合は3分の1です。
	②放課後子ども環境整備等事業		
	i)放課後児童クラブ設置促進事業	補助単価 700万円	余裕教室などの既存の施設を学童保育施設に転用する場合の補助金です。
	ii)放課後児童クラブ環境改善事業	補助単価 100万円	児童館等の既存施設において新たに学童保育施設を実施する場合には、冷暖房設備や冷蔵庫等を購入するための設備整備費です。
	iii)放課後児童クラブ障害児受け入れ促進事業	補助単価 100万円	障害児の受け入れのために既存の学童保育施設(余裕教室などに限らない)を改修する場合の補助金です。
	iv)倉庫設備設置事業(仮称)新規	補助単価 300万円	これまで安心子ども基金管理運営要領の「放課後児童クラブ設置促進事業」により実施していた倉庫設備の設置費用。

◆児童館、児童センターの整備費

児童館内に学童保育室を設置する補助金	児童館を建て、その中に学童保育を実施する場合、「児童クラブ室分」の31.8㎡分が建設費に加算されます。拡張単価は1㎡当たり12万4900円です(トイレ・事務室等は他の施設と共用する)。市町村から国に申請することが必要です。
--------------------	---

① 運営費が概算要求に比べて増額されているのは、消費税増額分を上乗せです。補助単価のベースになっている指導員の時間給単価は変わっていません。(東京都の最低賃金(2013年度は時給850円。前年比13円増)にあわせて引き上げ)。
② 独立した施設を建てる「創設費」の補助単価は、2355.6万円となり、2150万円から増額されています。また、倉庫を建てる費用として補助単価300万円が新たに計上されています(「安心子ども基金」で倉庫費用を含めた補助単価1000万円と同額になる)。

第7回新年度を控えての指導員・学童保育研修会は、3月9日鹿児島市の県教育会館にて、加盟クラブから62名、未加盟クラブから43名の参加がありました。遠くは、奄美大島からの参加いただきました。

薩摩川内市の黒木わいわいクラブの小牧利明さんによる「あってよかった連絡協議会」と題する基調講演、午後からは「指導員の仕事と役割ー基礎と実践講座」と、理論講座として「子どもの発達と心理」、「学童保育の制度と仕組み」について研修、交流する機会となりました。

たくさんの参加をいただきありがとうございました。

当日参加いただいた方からのアンケートです。

【鹿児島児童クラブ連絡会 第7回新年度控えての指導員・学童保育研修会 アンケート】

・市町村名 薩摩川内市(2) 鹿屋市(3) 霧島市(21)
出水市(4) 日置市(3) 始良市(2) いちき
串木野市(3) さつま町(1) 志布志市(2)
南さつま市(1) 奄美市(7)

初めて参加した(20) 参加したことがある(30)



■基調講演(小牧利明さんの講演) は、いかがでしたか?

- ・学童保育の開設から今日にいたって分かりやすく説明がされ、また退屈のないよう中国のある講師の数学を交えての講話はためになりました。
- ・近くの学童クラブと交流し、いろんな情報交換ができるようになっていきたいと思います。
- ・学童の色々な発展、可能性を感じ取るよい内容でした。
- ・児童クラブを立ち上げた当初からの大変さが良くわかり、とても良いお話を聞かせていただきました。児童クラブの運営のために親子でさつまいもを植えて、焼酎を作り上げられることはすごいことだと思います。
- ・指導員と施設長のスキルあげるための取り組み(実践)をきかせて頂いて、ためになりました。行動力ある姿勢に感服いたしました。
- ・冗談を交えて話してくださり、聞き入ってしまいました。みんながスキルupできるように、4つの取り組みを参考にして行っていけばいいなと思いました。たくさんの苦勞を今の今があると思ったので、これからがんばっていききたいです。

- ・学童を立ち上げた苦勞から、学童同士のつながり、職員同士のつながり、保護者のつながりと子どもを真ん中に多くの人のつながりの中で、子どもをサポートして行くのが必要だと思いました。
- ・町を変えてきた小牧さんの話に感動しました。「あい・ほーと」も立ち上げの段階で将来的に働く親、子どものためになるといいなと思います。
- ・黒木ワイワイクラブができるまでに様々なことがあることを知り、周りの人たちの協力、連絡協議会との連携の大切さを学びました。クイズがとても楽しかったです。
- ・立ち上げの際にことなどお聞きして、自分たちの時のことを思い出し、大変だったな〜と改めて思いました。
- ・学童保育を設置されるまでのお話をきいて良かったですが、普段の学童クラブの子どもたちの様子や、活動内容(行事のこと)、指導員の子どもたちへの働きかけなど具体的な話を聞いて見たかったです。以前、新聞にも載っていたことを知っていたので、より具体的なクラブの様子に興味がありました。次回は、実際のクラブのことに即した内容の話を聞いてみたいです。

- ・学童クラブ単独ではなし、地域や様々な機関などとの連携で、今まで難しかったことにも対応したり、取り組めたりできることが分かったので、自分の所でも参考に生かしたいと思いました。
- ・発足当時のご苦勞、連協の重要性、良くわかりました。地域活性化、学童保育の必要性、真剣に考えられ今に至る実際の運営について、他校からの受け入れに対応できるようイモ(子どもたちの手堀り)、マスコミ、議員、行政への訴え、研修会の実施、参加そして連協に入ったからこそ。頭の体操、良かったです。
- ・連絡協議会があることでたくさんの児童クラブと情報を共有することがとてもありがたいと思います。自分が働いている児童クラブでの悩みなどを、他の児童クラブの方々も同じような悩み、試行錯誤されながら解決してきたとうかがい、自分もいろいろ工夫しながら、保育していきたいとモチベーションのあがる場となりました。
- ・情報のやりとりの重要性が良くわかりました。協議会での情報はすごく助かります。
- ・発達障害などのDVD研修と他の学童で現場研修のために働くのは「いいな」と思いました。



◆研修講座 & 分科会

1. 基礎講座 / 2. 実践講座

- ・指導員の仕事と役割～学童保育の1日の生活の組み立てと指導員の仕事の基本
- ・学童保育の生活づくり～障がい児も含めた生活づくり / 高学年にとっての学童保育

3. 理論講座—1 子どもの発達と心理—青年期を見通した保育・教育を—

講 師：熊谷良子さん / カウンセラー・保育士 宮崎市在住

4. 理論講座—2 学童保育の制度・仕組み～市町村の条例づくりに向けて

講 師：加来宗暁さん / 県児童クラブ連絡会会長

- ・児童クラブの立ち上げの話がとても心に残りました。14年前からされていて、びっくりする苦勞されたことが、ひしひしと感じられ、努力されたことと思います。行政との関わりが大変だったと思います。午前中に勉強して、昼から仕事というのがいいと思います。施設長が勉強に行く、他の児童クラブと連携をとる。
- ・実例の講話で、楽しく聞くことができました。イモ作りから焼酎へ商品化するまでの写真も見せていただき、感動し影響を受け、我が児童クラブでも挑戦してみたいと思いました。
- ・学童の立ち上げの経緯がわかったり、他の市の連絡協議会の内容が知れて、有意義でした。
- ・何もないところから発足していく苦勞。町を発展させていこうといういろいろな発想、すごいと思いました。
- ・立ち上げるまでのお話、勉強になりました。子どもたちと一緒に焼酎を作ったり、すごいなあと思いました。数字のゲームが楽しかったです。
- ・連絡協議会があることによって、指導員の情報交流の場ができ、私たち指導員も学童の資質を高めるようがんばっていきたいと思います。活動報告も勉強になりました。
- ・学童保育のあり方、預けるばかりでなく、一緒に何かをすることも、経験できるという案をもらいました。参考にしたいです。

■今回の研修会講座 & 分科会で印象に残ったことは、どんなことですか？

- ・分科会（グループ会）地域の方がほとんど協力的でびっくりした所があり、私たちもそうなるよう努力したい。研修では、子どもの一人ひとりに耳を傾け共感し、一緒になって考えていく。親御さんとも共感しあい、会話（プラスになるような）をしていく。
- ・（基礎講座）いろんな先生の話がきけてよかったです。私自身ももう一度見直して、子どもたちと接していきたいと思いました。
- ・各児童クラブで本当に様々な考え方や問題点があることがわかりました。条例づくりに関して、積極的に発言していく必要を感じました。

- ・（基礎講座・実践講座）テキストを見ながらとても分かりやすい講座でした。実例を挙げながらの説明だったので、とても良かったです。班に分かれての各児童クラブの問題点なども話ができて良かったです。
- ・（理論講座—1）子どもを中心に関わることの大切さ、豊かな支援方法等、色々となげて考えることができ、良い学びになりました。今後の支援に役立てたいと思います。
- ・いつもと様子が違う子の背景に何があのかを知るといことが印象に残りました。子どもからどうやって情報を集めたらいいのか、考えなければいけないなと思いました。自分のことを分かってくれる人がいるという安心感をもってもらえるような指導員になりたいです。
- ・（理論講座—1）分かりやすい話でとてもためになった。大声をなぜ出してしまうのか、というアドラーの話で、自分の感情をコントロールできないためだと思っていたのが、そうではないということを知り、今後自分の対応（自分の子育てにも）に役立てていこうと思った。
- ・（基礎講座・実践講座）保護者との連携の際、共感的にアドバイスできる指導員の重要性、子ども一人ひとりの観察また兄弟や家族の様子を指導に生かしていくことの大切さ。学校とは違う場所ということ。→ホッととした場所であり、学校終わりの一番の様子を見れることの良さがあること。それを保護者に伝えられたらいいということ。目からウロコでした。
- ・（理論講座—1）今回の講座で子どもたちに対する自分の行動や言動を反省しました。「早く～」ってよく言ってしまっていました。もっと子どもたちの行為や言動をよく観察していきたいです。観察して心の中にある要求をくみ取れるようになりたいです。また、先生の講座を受けたいです。
- ・子どもたちとのかわりを最初、自分もことばで落ち込んだこともあることを、共感していたことを聞いたら安心した。
- ・（理論講座—2・学童保育の制度・仕組み）説明を聞いて少しだけ新しい制度のことがわかりました。いろいろ

ろな資料を読んで勉強したいと思いました。

- ・（実践講座—学童の生活づくり）経験の長い先生方の日頃のクラブのことについてや、大切にしたいことなど、お話が聞けてとても参考になりました。また、他のクラブの先生のお話を聞ける機会があって、色々とお話が聞けて良かったです。どのお話も、今後に役立てられお話しばかりでした。
- ・（理論講座—1）子ども発達段階について指導員としてしっかり学んでおかないと反省しました。怒らない、怒鳴らないようにし、苦言を与えて子どもが良くなる方法を探っていくことが大切だと勉強できました。
- ・（基礎講座）「遊びを軸にした生活づくり」という言葉は、印象深かったです。勉強に力を入れすぎているので…。
- ・（基礎講座）今まで以上に、子どもたちの話をきちんと聞いてあげたり、目が行き届けていけたらと思いました。保護者の方との交流を大事にしたいと思いました。
- ・（理論講座—1）ちゃんと遊んでいない子は、9歳の壁は越えられない！息子にう～んと外や畑、山で遊ばせてあげたいと思った。そろそろタケノコほったり、ワラビ取りに行ったり、椎茸取りに行ったり。「ダメ」「早く」は常に口にしている。気を付けなきゃと思った。反省…。指導員として、また母として話を聞いていたので、反省する点、これから実践していかなければいけないことなど、考えさせられた講座でした。
- ・（基礎・実践講座）いろいろな話を聞くことができ良かったです。グループで話をして、自分が分からないことを教えてもらいました。この研修会を生かして子どもたち、保護者の方々と接していきたいと思っています。
- ・（基礎・実践講座）学童を第二の学校にはいけない、学童は塾化してはいけない、緊張が（子どもに）あってはいけない、指導員主導であってはいけない等が心に響きました。「ただいま」と喜んで帰ってこられるような学童にしたいと思った。

